

# 船橋市道路反射鏡設置基準

## (目的)

第1条 この基準は市内における交差点及びカーブ地点等危険な箇所に対し、船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年12月28日条例第76号）第31条に基づいた、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して、必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準において「カーブミラー」とは、交差点やカーブした道路において建物などの存在により死角となる方向の道路の様子を手前から目視できるようにするための鏡をいう。

2 この基準において「道路」とは、船橋市認定道路及び市有地（道）をいう。

3 この基準において「車両」とは、道路交通法（昭和35年6月25日法律第108号）第2条第1項第8号に規定する「車両」をいう。

## (設置基準)

第3条 カーブミラーは道路管理者が道路等の状況を総合的に勘案して必要と認める場合、第4条及び第5条の規定により定める場所に設置できる。

## (対象道路)

第4条 カーブミラーの設置対象道路は当該各号に定める場所とする。

一 船橋市認定道路及び市有地（道）（以下「公道」という。）

二 私道については、両端が公道に接しているものであり、不特定多数の人が利用する道路とし、かつ、日常一般の交通の用に供するものとする。

## (設置対象箇所)

第5条 カーブミラーの設置箇所は当該各号に定める箇所とする。

一 単路部におけるカーブした道路において、走行車両等の見通し距離が確保できない箇所。

二 交差部において左右方向を確認する際、工作物にさえぎられ走行車両等の見通し距離が確保できない箇所。

三 私道については公道との交差部のみとし、私道内の中間部には設置しない。ただし、見通しの悪さが原因で事故が多発している箇所で、道路管理者が危険であると判断した場合はこの限りではない。

## (設置場所)

第6条 カーブミラーの設置場所は当該各号に定める場所とする。

- 一 カーブミラーの設置場所は公道上を原則とする。ただし、道路の幅員、構造等の事由により公道上に設置できない場合、当該道路以外の無償で使用できる場所に設置できる。
- 二 公道以外の場所に設置する場合は、土地所有者または管理権限を有する者と交通安全施設等設置に関する覚書を締結する。
- 三 道路形状等の土地条件を考慮し、見通し距離が確保できる等設置効果が十分に得られると認められる場所とする。
- 四 設置箇所に隣接する土地・建物等の利用の妨げとならない場所とする。

(移設及び撤去)

第7条 移設及び撤去については以下のとおりとする。

- 一 一般住宅の建替え等のため、隣接土地所有者よりカーブミラーの移設要望があったときは、原因者において移設する。ただし、利用形態によっては別途、市と協議して行う。
- 二 開発行為等のため、カーブミラーの移設要望があったときは、原因者において移設する。
- 三 道路環境等の変化により、カーブミラーの位置が第3条の規定に該当しないと認めた場合は、カーブミラーを撤去する。

(費用負担)

第8条 設置者費用負担については以下のとおりとする。

- 一 第3条の規定に該当する場合、予算の範囲内で市の負担で設置する。
- 二 第7条第1項第一号の場合においては、原因者の負担とする。
- 三 第7条第1項第二号の場合においては、原因者の負担とする。
- 四 第7条第1項第三号の場合においては、原因者の負担とする。
- 五 カーブミラーを故意又は過失により損傷又は滅失させた者があるときは、原因者の負担で修繕させる。

(維持管理)

第9条 維持管理については以下のとおりとする。

- 一 本規定に基づき設置及び移設されたカーブミラーについては、市が維持管理を行う。
- 二 市以外の者が設置したカーブミラーであって、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものは、市が維持管理を行うことができる。

この設置基準は平成27年4月1日から施行する。